

## プラスE Xサービス運送約款の全部改正

プラスE Xサービス運送約款の全部を次のとおり改正し、平成29年9月2日乗車となるものから施行する。

附則 この通達の施行の時点で成立しているプラスE X運送契約の内容を、この通達の施行後に変更する場合には、変更後の契約内容は全部改正後のプラスE Xサービス運送約款によるものとする。

## ○プラスE Xサービス運送約款

(平成24年9月26日社通達第45号)

### プラスE Xサービス運送約款

#### 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 プラスE X運送契約の締結等（第4条－第5条）
- 第3章 プラスE X運送契約の内容（第6条－第9条）
- 第4章 入出場等（第10条－第13条）
- 第5章 効力（第14条－第19条）
- 第6章 特殊取扱い（第20条－第22条）
- 第7章 輸送障害等（第23条－第29条）

#### 第1章 総則

(この約款の目的)

第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する第2条第1項第1号に規定するプラスE Xサービスにより締結する第2条第1項3号に規定する東海道新幹線の旅客運送契約（以下「プラスE X運送契約」といいます。）の内容について定めるものです。

2 東海道新幹線に係るプラスE X運送契約に基づく旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この約款を適用します。

3 プラスE X運送契約に関して、この約款に定めのない事項については、当社の定めるプラスE Xサービスに関する会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）及び東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）その他の当社が定める旅客運送約款（以下総称して「旅客規則等」といいます。）によるものとします。

(注) 会員規約等に含まれるものは、次の規約等です。

J R東海プラスE Xサービス会員規約及びJ R東海による個人情報の取扱いに関する同意条項

プラスE Xサービスに関する特約

4 この約款と会員規約等又は旅客規則等との間で重複又は競合する内容については、この約款が優先するものとします。

(用語の意義)

第2条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「プラスE Xサービス」とは、会員規約等において規定するインターネットから旅客運送契約の締結、変更、解約等を行うことができるサービスをいいます。
- (2) 「プラスE X会員」とは、会員規約等に同意したうえで当社からの承認を受けたお客様をいいます。
- (3) 「東海道新幹線」とは、東海道本線（新幹線）中東京・新大阪間をいいます。ただし、旅客規則第16条の2第1項の規定にかかわらず、東海道本線中東京・新大阪間と同一の線路としての取扱いはしません。
- (4) 「会員ID」とは、プラスE X会員を識別するために会員ごとに付与された固有の番号をいいます。
- (5) 「プラスE X乗車」とは、プラスE X運送契約に基づき、東海道新幹線の特別急行列車に乗車することをいいます。
- (6) 「プラスE Xカード」とは、プラスE X乗車のために東海道新幹線の駅における入出場に使用するものとして当社がプラスE X会員に貸与したICカードをいいます。
- (7) 「ICカード番号」とは、プラスE Xカードを識別するために付与された固有の番号をいいます。
- (8) 「プラスE X窓口」とは、プラスE X運送契約に係わるプラスE Xカードの処理を行う当社が別に定める箇所をいいます。
- (9) 「プラスE X新幹線自動改札機」とは、東海道新幹線の駅において別に定める改札口に設置された東海道新幹線の特別急行列車に乗車するお客様の改札を行う自動改札機（東海道新幹線と東海道新幹線以外の鉄道路線とを乗り継いで利用するお客様の改札を行う箇所（以下「新幹線乗換改札口」といいます。）に設置された改札機を含みます。）等であって、プラスE Xカードの処理を行うものをいいます。
- (10) 「プラスE Xきっぷ」とは、プラスE X運送契約を締結したプラスE X会員が会員規約等の定めるところにより受け取った、当該プラスE X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、利用設備等を券面に記載した証票をいいます。
- (11) 「システム等」とは、プラスE Xサービスの提供及びプラスE X運送契約の履行に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備をいいます。

2 この約款に定めのない用語の意義については、会員規約等又は旅客規則等の定めるところによるものとします。

(この約款の変更)

第3条 この約款（この約款において、別に定めるとしている事項を含みます。）は、事前に

通知することなく変更される場合があります、変更後は変更後の内容のみ有効とします。ただし、この約款の変更の時点で成立しているプラスE X 運送契約（成立後に契約内容を変更したものを含みます。）については、別段の定めをしない限り、この約款の変更後であってもその契約が成立した時の約款によるものとします。

## 第2章 プラスE X 運送契約の締結

(プラスE X 運送契約の締結等の成立時期)

第4条 プラスE X 運送契約の締結、変更、解約等が成立する時期は、会員規約等の定めるところによります。

(プラスE X 運送契約の締結等の方法)

第5条 プラスE X 運送契約の締結、変更、解約等の方法は、会員規約等の定めるところによります。

## 第3章 プラスE X 運送契約の内容

(運賃等)

第6条 プラスE X 運送契約の運賃等は、当社が別に定めるものとし、それをプラスE X サービスの内容等をお知らせするために当社が設けるウェブサイト（以下「プラスE X サービス公式ウェブサイト」といいます。）又はパンフレット等により表示します。

(プラスE X 運送契約)

第7条 プラスE X 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、他の旅客運送契約と比較して運賃等が高額となる等、利用条件に制約がある場合があります。

(プラスE X 運送契約の内容確認)

第8条 締結等したプラスE X 運送契約の内容確認の方法、時間、期間等は会員規約等の定めるところによります。

(払いもどし請求権行使の期限)

第9条 お客様は、プラスE X 運送契約の運賃等について払いもどしの請求をすることができるときであっても、当該プラスE X 運送契約を締結した日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができません。

2 前項の規定にかかわらず、第23条から第26条の規定によりプラスE X 運送契約の運賃等について払いもどしの請求をする場合は、払いもどしの事由が発生した日の翌日から起算して1箇年を経過するまでの間はこれを請求することができます。

## 第4章 入出場等

(入場時の確認)

第10条 プラスE X 乗車をしようとするお客様が東海道新幹線の駅において入場する際には、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければなりません。

(1) プラスE X 運送契約を締結したプラスE X 会員が、プラスE X 新幹線自動改札機により、所持するプラスE X カードのICカード番号と、会員IDに対応するプラスE X カ

ードのICカード番号の照合を受け、当該プラスEX乗車の旅客運送請求権の権利者であるプラスEX会員であることの確認を受ける方法。(以下この方法を「IC入場」といいます。)

(2) プラスEXサービスきっぷを所持するお客様が、当該プラスEXサービスきっぷの券面に表示された乗車日、乗車区間、利用設備等が当該プラスEX乗車に有効な内容であることについて、係員が必要と認める確認を受ける方法。

2 IC入場は、会員規約等の定めるところにより認められた場合に限り、行うことができます。

3 第1項の定めにより入場した時点で、プラスEX運送契約の履行は開始されたものとします。

4 第1項の定めによる入場ができなかった場合には、お客様は、プラスEX乗車の旅客運送請求権を行使することはできません。ただし、システム等の障害等お客様の責任とならない事由による場合は、この限りではありません。

5 入場はプラスEX運送契約において約定した乗車日当日に限って可能です。

6 IC入場をしたプラスEX会員は、当該IC入場時に発行されたプラスEX運送契約の主な内容を記載した紙片(以下「プラスEXご利用票」といいます。)を受け取り、第12条の規定により出場するまでの間、ご自身で所持するものとします。

(入場後かつ出場前の確認)

第11条 前条の規定により入場したお客様は、次条の規定により出場するまでの間、係員の請求があるときは、いつでも次の各号に掲げるものを呈示し、係員が必要と認める確認を受けなければなりません。

(1) IC入場をしたプラスEX会員にあつては、当該IC入場時に使用したプラスEXカード。ただし、東海道新幹線の特別急行列車内において係員の請求があつた場合であつて、係員が認めたときに限り、当該IC入場時に受け取ったプラスEXご利用票の呈示をもってプラスEXカードの呈示に代えることができるものとします。

(2) 前条第1項第2号に規定する方法により入場したお客様にあつては、プラスEXサービスきっぷ。

(出場時の確認)

第12条 プラスEX乗車をしたお客様が東海道新幹線の駅において出場する際には、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければなりません。

(1) IC入場をしたプラスEX会員にあつては、プラスEX新幹線自動改札機により、当該IC入場時に使用したプラスEXカードの確認を受ける方法。(以下この方法を「IC出場」といいます。)

(2) 第10条第1項第2号に規定する方法により入場したお客様にあつては、入場時に確認を受けたプラスEXサービスきっぷの券面に表示された乗車日、乗車区間、利用設備等が、当該プラスEX乗車に有効な内容であることについて、係員が必要と認める確認を受ける方法。

(注) 第2号に規定する方法により出場する場合は、旅客規則の定めるところにより、当

該プラスE Xサービスきっぷを係員に引き渡さなければなりません。

- 2 前項の規定により出場した時点で、プラスE X運送契約の履行は完了したものとします。
- 3 I C入場に使用された後にI C出場に使用されていない状態のプラスE Xカードは、別のプラスE X運送契約に基づくI C入場に使用することはできません。

(新幹線乗換改札口における入出場時の確認)

第13条 プラスE X乗車をしようとするお客様が東海道新幹線の駅において入場する場合又はプラスE X乗車をしたお客様が東海道新幹線の駅において出場する場合であって、新幹線乗換改札口を利用しようとするときは、第10条第1項各号又は第12条第1項各号に規定する方法による確認を受けるとともに、東海道新幹線以外の鉄道路線の列車に有効な乗車券類等の改札を受けなければなりません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

## 第5章 効力

(プラスE X運送契約に基づき乗車することができる列車等)

第14条 プラスE X乗車をするお客様は、当該プラスE X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に限り、東海道新幹線の特別急行列車に乗車することができます。ただし、利用設備を自由席と約定したプラスE X運送契約においては、当該プラスE X運送契約において約定した乗車日及び乗車区間に限り、東海道新幹線の特別急行列車の自由席に1回乗車できます。

(注) 第2条第1項第3号ただし書に規定しているとおり、東海道新幹線は、旅客規則第16条の2第1項の規定にかかわらず、東海道本線と同一の線路としての取扱いはしません。したがって、プラスE X運送契約に基づいて東海道本線の列車に乗車することはできません。

- 2 当社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、プラスE X乗車をしようとするお客様は、当該プラスE X運送契約において約定した乗車区間の途中駅である東海道新幹線の駅で入場し、乗車することができます。この場合、入場した時点でプラスE X運送契約の履行は開始されたものとします。
- 3 当社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、プラスE X乗車をしているお客様は、当該プラスE X運送契約において約定した乗車区間の途中駅である東海道新幹線の駅で下車し、出場することができます。この場合、出場した時点で、当該プラスE X運送契約の履行は完了したものとします。
- 4 前2項の定めにより約定した区間の途中駅で入場し乗車した場合又は途中駅で下車し出場した場合であっても、お客様は、プラスE X運送契約において約定した区間のうち実際に乗車しなかった区間の乗車を請求することはできず、また、実際に乗車しなかった区間に対する運賃等の払いもどしを請求することはできません。

(契約内容の変更)

第15条 当社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、プラスE X運送契約を締結したプラスE X会員は、プラスE Xサービスきっぷの発行を請求した時点又はI

C入場をした時点のいずれか早い方の時点よりも前に限り、会員規約等の定めるところにより、当該プラスE X 運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車又は利用設備を変更することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、東海道新幹線の特別急行列車内において、お客様があらかじめ係員に申し出て承諾を得た場合は、プラスE X 運送契約において約定した区間の一部又は全部について、利用設備の変更を取り扱うことがあります。
- 3 前項に規定する利用設備の変更を取り扱う場合は、プラスE X 運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に対する旅客規則に定める料金を収受しているものとみなし、これとプラスE X 運送契約において約定した乗車日、乗車区間及び乗車列車並びに変更後の利用設備に対する旅客規則に定める料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額があっても払いもどしをしません。ただし、利用設備を普通車指定席と約定したプラスE X 運送契約に基づき乗車するお客様に対し、利用設備を特別車両に変更する取扱いを行う場合は、当該プラスE X 運送契約において利用設備を自由席又は普通車指定席と約定した区間であって実際に特別車両に乗車する区間に対する旅客規則に定める特別車両料金を収受します。

(別途乗車)

第 16 条 プラスE X 乗車をしているお客様は、あらかじめ係員に申し出て承諾を得た場合に限り、プラスE X 運送契約において約定した着駅を超えて乗車することができます。この場合、旅客規則第 247 条第 1 項に定める別途乗車として取り扱うものとし、プラスE X 運送契約において約定した着駅から実際の下車駅までの区間の旅客規則に定める普通旅客運賃及び利用設備に対する料金を別途収受します。

- 2 前項の場合、プラスE X 運送契約において約定した着駅を超えて乗車した時点で、プラスE X 運送契約の履行は完了したものとします。
- 3 IC入場をしたプラスE X 会員は、第 1 項の定めにより約定した着駅を超えて乗車した場合、下車駅において出場する際にプラスE X カードをE X 窓口の係員に差し出して処理を受けるものとします。なお、下車駅にプラスE X 窓口が無い場合は、後刻、プラスE X 窓口でプラスE X カードを差し出して処理を受けるものとします。

(約定した乗車列車以外の列車への乗車の取扱い)

第 17 条 当社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、プラスE X 乗車のために東海道新幹線の駅で入場したお客様に対しては、あらかじめ係員に申し出て承諾を得た場合に限り、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、約定した乗車列車以外の東海道新幹線の特別急行列車への乗車の取扱いをすることがあります。この場合、お客様は、運賃等の払いもどしを請求することはできません。

- (1) プラスE X 運送契約において約定した乗車列車が約定した発駅を出発する時刻（乗車列車を 2 個以上として約定したプラスE X 運送契約にあつては、最初に普通車指定席又は特別車両を利用する乗車列車が当該列車に乗車するものとして指定された駅を出発する時刻。以下「指定列車出発時刻」といいます。）までに係員に申し出たお客様に対し

ては、指定列車出発時刻より前の時刻に当該発駅を出発する列車への乗車の取扱いをすることがあります。

(2) 指定列車出発時刻を経過した後に係員に申し出たお客様に対しては、プラスE X 運送契約において約定した乗車日当日中に約定した発駅を出発する列車に1回に限り乗車の取扱いをすることがあります。

(注) 指定列車出発時刻は、プラスE X 運送契約の締結又は変更の際に、当社が別に定める方法により、プラスE X 会員にお知らせします。

2 前項の規定により乗車の取扱いをする場合の利用設備は、自由席とします。ただし、当社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、空席があり運輸上支障がないと係員が認めて承諾した場合は、次の各号に定めるところにより、自由席以外の設備に乗車の取扱いをすることがあります。

(1) 前項第1号の規定により乗車の取扱いをする場合は、普通車指定席又は特別車両に乗車の取扱いをすることがあります。

(2) 前項第2号の規定により乗車の取扱いをする場合であって、プラスE X 運送契約において約定した利用設備が特別車両であるときは、当該プラスE X 運送契約において利用設備を特別車両と約定した区間内に限り、特別車両に1回に限り乗車の取扱いをすることがあります。

3 前項ただし書の規定により自由席以外の設備に乗車の取扱いをする場合の運賃等の取扱いは、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 前項ただし書第1号の規定により乗車の取扱いをする場合は、第15条第3項の規定を準用します。

(2) 前項第2号の規定により乗車の取扱いをする場合は、運賃等の収受はしません。

(プラスE X 運送契約の解除)

第18条 プラスE X 運送契約を締結したプラスE X 会員は、当該プラスE X 運送契約に基づくプラスE X 乗車のために東海道新幹線の駅において入場する前に限り、次の各号に定めるところにより、プラスE X 運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求することができます。

(1) プラスE X サービスきっぷの発行を受けたプラスE X 会員にあつては、プラスE X 運送契約において約定した乗車日までに、当社が別に定める箇所の係員に当該プラスE X サービスきっぷを差し出して請求するものとします。

(2) 前号以外のプラスE X 会員にあつては、会員規約等の定めるところによります。

2 プラスE X 会員は、前項の規定によりプラスE X 運送契約を解除する場合は、払いもどし手数料として310円を支払うものとします。ただし、プラスE X 運送契約において約定した利用設備が普通車指定席又は特別車両である場合であつて、指定列車出発時刻までに解除が成立しなかったときは、約定した乗車区間に対する東海道新幹線の各駅相互間に利用設備ごとに別に定める額（以下「特定額」といいます。）とします。

3 第1項の規定によるほか、プラスE X 運送契約は、次の各号の1に該当する場合は解除されます。

- (1) プラスE X会員が、プラスE X運送契約において約定した乗車日までにプラスE Xサービスきっぷの発行の請求又はI C入場をしなかったとき。
  - (2) プラスE Xサービスきっぷを所持するお客様が、プラスE X運送契約において約定した乗車日までに入場しなかったとき。ただし、当該プラスE X運送契約が利用人数を2人以上と約定したものである場合であって、利用人数のうち一部のお客様が入場しなかったときは、入場しなかったお客様のプラスE X乗車に関する部分のみが解除されます。
- 4 前項の場合、運賃等の取扱いは次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 前項第1号の場合は、プラスE X運送契約の運賃等から払いもどし手数料（約定した乗車区間の一部又は全部において利用設備を普通車指定席又は特別車両と約定したプラスE X運送契約にあつては特定額とし、約定した乗車区間の全部において利用設備を自由席と約定したE X運送契約にあつては310円とします。）を差し引いた額の払いもどしをします。
  - (2) 前項第2号の場合は、払いもどしの取扱いはありません。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、当社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合は、払いもどし手数料を別の額とすることがあります。
- 6 前各項に規定する払いもどしの方法及び払いもどし手数料の支払い方法は、会員規約等の定めるところによります。

（払いもどし等を取り扱う箇所）

第19条 プラスE X運送契約の運賃等の払いもどし等（他の章の定めによる払いもどし等を含みます。）を取り扱う箇所は、当社が別に定めます。

## 第6章 特殊取扱

（プラスE Xカードの不所持）

第20条 I C入場をしたプラスE X会員が、第11条の規定に基づく係員からの請求があった際にプラスE Xカードを呈示しない場合又は出場時にプラスE Xカードを所持していない場合は、旅客規則第268条に規定する乗車券類の紛失として取り扱います。

2 前項の取扱いを受けたプラスE X会員が再收受証明書をプラスE X窓口差し出した場合であつて、係員が認めたときは、当該プラスE X運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、310円の払いもどし手数料を収受したうえで払いもどしをすることがあります。

3 I C入場をしたプラスE X会員が出場時にプラスE Xカードを所持していない場合であつて、当該I C入場時に使用したプラスE XカードがI C出場等に使用されていないと係員が認めたときは、第1項の規定にかかわらず、旅客規則第268条に規定する乗車券類の紛失として取り扱わずに、出場の取扱いをすることがあります。

4 前項の規定により出場の取扱いをする場合は、その出場の時点で、プラスE X運送契約の履行は完了したものとします。

（プラスE Xサービスきっぷの紛失）

第21条 お客様がプラスE Xサービスきっぷを紛失した場合は、旅客規則第268条に定め



る乗車券類の紛失として取り扱います。

- 2 前項の取扱いを受けたお客様が、紛失したプラスE Xサービスきっぷ及び再收受証明書を当社が別に定める箇所の係員に差し出した場合であって、係員が認めたときは、当該プラスE X運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、310 円の払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしをすることがあります。  
(不正使用)

第 22 条 次に掲げる各号の 1 に該当する場合は、プラスE X運送契約に基づく旅客運送請求権を無効とし、旅客規則第 264 条及び第 267 条の規定により乗車区間及び利用設備に対する旅客規則に定める普通旅客運賃・料金及びその 2 倍に相当する増運賃・増料金を収受します。また、この場合、プラスE Xカード又はプラスE Xサービスきっぷを回収します。

- (1) 第 10 条第 1 項各号に規定する方法以外の方法で入場し乗車したとき。
- (2) 無効なプラスE Xカードを使用して入場し乗車したとき。
- (3) 第 11 条に規定する入場後かつ出場前の確認を拒んだとき。
- (4) 他人の個人名が利用者として登録されたプラスE Xカードを使用して入場し乗車したとき。
- (5) 係員の承諾を得ずにプラスE X運送契約において約定した乗車区間以外の区間に乗車し又は利用設備以外の設備を利用したとき。
- (6) プラスE X運送契約を締結せずにプラスE Xカードを使用して入場し乗車したとき。  
(ただし、係員が特に認めた場合を除きます。)
- (7) 会員規約等の規定に違反して乗車したとき。
- (8) その他プラスE Xカード又はプラスE Xサービスきっぷを不正乗車的手段として使用したとき。

## 第 7 章 輸送障害

(運行不能、遅延によりプラスE X乗車を見合わせた場合の払いもどし)

第 23 条 プラスE X運送契約において約定した乗車列車が運行不能となったこと又は約定した着駅の到着時刻（当社が別に定める方法によりお客様にお知らせする到着時刻をいいます。以下同じです。）に 2 時間以上遅延することが事実となったことを理由として、お客様がプラスE X乗車を見合わせた場合は、プラスE X乗車を見合わせたプラスE X運送契約の運賃等について、無手数料にて全額の払いもどしをします。

- 2 当社が、プラスE X運送契約において約定した乗車列車の運行不能が発生すると予測した場合又はプラスE X運送契約において約定した乗車列車が着駅の到着時刻に 2 時間以上遅延すると予測した場合であって、お客様がプラスE X乗車を見合わせたときは、当該プラスE X運送契約の運賃等について、前項の定めに基づいて無手数料にて全額を払いもどしすることがあります。
- 3 前各項に規定する取扱いの方法等については、当社が別に定めるものとし、その内容をプラスE Xサービス公式ウェブサイトにてお知らせします。  
(乗車後に運行不能又は遅延があった場合の払いもどし等)

第 24 条 プラス E X 乗車中の列車が運行不能となった場合又はプラス E X 運送契約において約定した着駅の到着時刻に 2 時間以上遅延することが事実となった場合には、お客様は、次の各号に掲げるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

- (1) プラス E X 運送契約において約定した発駅又は約定した乗車区間の途中駅である東海道新幹線の駅への無賃送還
- (2) 旅行中止
- (3) 同一方向の他の東海道新幹線の特別急行列車による旅行の継続

2 前項に定める取扱いを受けたお客様は、次の各号に定める額の払いもどしを請求することができます。

- (1) 前項第 1 号に定める取扱いを受けた場合は、プラス E X 運送契約の運賃等の全額。ただし、途中駅への無賃送還を選択した場合は、当該途中駅を旅行中止駅とみなして次号により計算した額とします。
- (2) 前項第 2 号に定める取扱いを受けた場合は、旅行中止駅からプラス E X 運送契約において約定した着駅までの旅客規則に定める普通旅客運賃と、プラス E X 運送契約において約定した乗車区間に対する特定額を加えた額。ただし、プラス E X 運送契約の運賃等を限度とします。
- (3) 前項第 3 号に定める取扱いを受けた場合は、プラス E X 運送契約で約定した乗車区間に対する特定額。

3 プラス E X 乗車中の列車が遅延し、プラス E X 運送契約において約定した着駅に到着時刻より 2 時間以上遅延した場合は、お客様は、当該プラス E X 運送契約において約定した乗車区間に対する特定額の払いもどしを請求することができます。

(東京駅を着駅とする E X - I C 運送契約の運賃等の払いもどしの特例)

第 25 条 お客様が着駅を東京駅と約定したプラス E X 運送契約に基づいてプラス E X 乗車をしている場合であって、品川駅と東京駅との区間が乗車できなくなったときの払いもどしについては、品川駅を当該プラス E X 運送契約において約定した着駅とみなして取り扱うものとします。この場合、着駅を東京駅と約定したプラス E X 運送契約の運賃等と、当該プラス E X 運送契約において着駅を品川駅と約定した場合の運賃等とを比較し、過剰額があれば払いもどしをします。ただし、発駅を小田原駅又は新横浜駅と約定し、着駅を東京駅と約定したプラス E X 運送契約を締結している場合の払いもどし額は、東海道本線品川駅から東京駅までの区間に対する旅客規則に定める普通旅客運賃とします。

2 前項の場合であって、乗車列車が品川駅の到着時刻に 2 時間以上遅延していたときは、前項に定める払いもどし額に加えて、プラス E X 運送契約において約定した発駅から品川駅までの特定額の払いもどしをします。

(その他の払いもどし)

第 26 条 当社は、前 3 条のほか、別に定めるところにより、プラス E X 運送契約の運賃等の一部又は全部の払いもどしをすることがあります。

(I C 入場又は I C 出場の中止)

第 27 条 次の各号の 1 に該当する場合は、当社は、I C 入場又は I C 出場の取扱いを中止す

ることがあります。

- (1) システム等に障害が発生した場合。
- (2) システム等の保守が必要となった場合。
- (3) 駅の停電等によりプラスE X自動改札機が使用できなくなった場合。
- (4) その他運輸上又は安全上の都合によりI C入場又はI C出場の取扱いを継続することが困難になった場合。

2 前項に定めるほか、プラスE Xサービス会員の所持するプラスE Xカードの不良により、I C入場又はI C出場ができない場合があります。

3 前2項の場合の入場又は出場の方法は、次の各号に定めるとおりです。

- (1) I C入場の取扱いが中止された場合の入場方法は、第10条第1項第2号に規定する方法とします。ただし、当社が認めた場合は、当社が別に定める方法により当該プラスE X運送契約の旅客運送請求権の権利者であるプラスE X会員であることを確認し、入場の取扱いをすることがあります。
- (2) I C入場をしてプラスE X乗車した後にI C出場の取扱いが中止された場合の出場方法は、当社が別に定める方法とします。

(責任)

第28条 第23条から第26条に定める払いもどしのほか、運行不能、遅延等の輸送障害に伴ってお客様に発生した不利益等については、その理由の如何を問わず、当社は一切の責任を負いません。

2 システム等の障害等に伴ってプラスE X会員に発生した不利益については、次条に規定する措置を取ることから、当社は一切の責任を負いません。

(特殊な取扱い)

第29条 特段の事情がある場合は、社会通念上、お客様に不利とならない範囲で、この約款に定める取扱いと異なる取扱いをすることがあります。